

加美町立中新田中学校いじめ防止基本方針（目次）

平成30年4月1日策定

令和2年4月1日改定

はじめに	P 2
I 基本的な考え方	P 2
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	
II いじめの防止・早期発見等のための対策の内容	P 3
1 いじめの防止（未然防止のための取組等）	
2 いじめの早期発見を進めるために	
III いじめへの対応	P 4
1 いじめに対する措置	
2 その他の留意事項	
3 いじめの対応及び防止等に関する組織	
3-1 「中新田中学校いじめ・不登校対策委員会」の設置（※必要に応じて招集する）	
3-2 「中新田中学校いじめ・不登校対策委員会」の役割	
3-3 「中新田中学校いじめ・不登校対策委員会」の構成	
3-4 「中新田中学校いじめ・不登校対策委員会」の構成員の役割	
IV 重大事態への対処	P 10
1 重大事態への対応	
1-1 「中新田中学校いじめ・不登校対策緊急会議」の開催	
1-2 「中新田中学校いじめ・不登校対策緊急会議」の役割	
1-3 「中新田中学校いじめ・不登校対策緊急会議」の委員構成	
2 重大事態発生に係る調査	
2-1 事実関係を明確にするための調査の実施	
2-2 調査の方法	
2-3 調査結果の提供及び報告	
2-4 その他の留意事項	

加美町立中新田中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日策定

令和2年4月1日改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、さらに生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、生徒の人権を守るため、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）」

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、速やかに警察等外部の関係機関と連携した対応を取る。

2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

1 いじめの防止（未然防止のための取組等）

（1）未然防止に向けての基本的な考え方

いじめの未然防止のためには、全ての生徒が日々の授業や行事に主体的に参加し、楽しく充実した学校生活を送ることができる安心・安全な学校づくり・集団づくりが大切である。そのために学校で取り組むべき課題は、主体的で豊かな学校生活を送るための生徒自身の資質能力を育むことである。本校では、そのキーワードを「居場所づくり」と「絆づくり」として、P D C Aサイクルを年3回実施し、生徒の意識を把握しながら教育活動全体を見直し、工夫・改善に取り組んでいく。

（2）いじめの未然防止のための重点目標

- ① 全ての生徒が参加、活躍できる「主体的・対話的で深い学び」が可能となるように、授業を改善する。
- ② 全ての生徒が落ち着いた態度で授業に臨めるように、授業中の規律について、教職員が共通理解を図り、指導に当たる。
- ③ 自己有用感を育むために、係活動や委員会活動、当番活動、学校行事など、全ての生徒が活躍できる場を準備できるように集団づくりを行う。
- ④ 生徒の絆づくりを目指し、生徒同士が必然的に関わるような場づくりを行う。
- ⑤ 生徒が自分たちの学校生活を振り返り、より良くしようとする態度を身に付けさせるため、特別活動を充実させる。

（3）いじめの未然防止のための具体的な取組

- ① 校内研修の一環として、年に最低1回ずつ、全ての教員が授業提供をし参観し合う機会を位置づけ、授業改善に取り組む。
- ② チャイム着席の習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聴き方の指導など、共通理解を図り、授業に臨む。また、校内巡視を通じて各クラスの状況を確認し合い、授業規律の安定に努める。
- ③ 係や委員会などの学級の組織づくりの際に、一部の生徒だけが活躍することのないように、見通しを持って決定する。また、生徒の取組についての振り返りを大切にし、互いに認め合う場を帰りの活動の中に位置付ける。
- ④ 朝の活動や帰りの活動の際に、アイスブレイキングやコミュニケーション活動を行うことを通じて、必然的に生徒が関わり合う場を設定する。その活動を通してコミュニケーション能力の育成と絆づくりを行う。
- ⑤ 生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、生徒会の取組を推進する。

（4）いじめの未然防止に向けた年間計画（別枠に記載）

2 いじめの早期発見を進めるために

（1）いじめの早期発見に向けた基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるものである。以下の3点を基本として早期発見に努めていく。

- ① 気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのように見えるが気になる行為があった等、生

徒のささいな変化に気付く。

- ② 気付いた情報を確実に共有する。
- ③ 情報に基づき、速やかに対応する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 実態把握

- ア 全教職員が授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の生徒の様子に目を配る。
- イ 養護教諭との情報交換を密にし、保健室での様子を聞く。
- ウ 自主学習ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- エ 月に1回、帰りの会前に、学校生活に関するアンケートを実施する。
- オ チャンス相談を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- カ 学年・学級懇談会、家庭訪問、教育相談などの機会に、保護者から情報を得る。
- キ 集まったいじめに関する情報は、生徒指導記録簿に記載するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。また、生徒指導担当がファイルに綴じ保管しておく。

② 体制整備とその点検

生徒や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒や保護者との信頼関係を築くようにする。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うとともに、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 速やかに事実確認を行う。その際、一面的な解釈をしないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでの心のケアや指導を行うことなどに留意する。また、事実確認と指導を分けて行うことを原則とする
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、保護者と連携を図りながら継続的に指導する。
- ③ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきものは、教育委員会、所轄警察と連携して対処する。

(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

① いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除

去する。また、保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。また、生徒の心理的ケアが必要な場合はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、複数の教職員が連携（必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など）して、組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。保護者の心情を理解した上で、連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた生徒への指導等

担任等は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている生徒のつらさに気付かせる。

犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、市町村教育委員会と連携し出席停止にするなど、毅然とした対応をする。重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

懲戒等を加える際には、いじめた生徒が自らの行為を深く理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（５）いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」をつくらない指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

② 望ましい集団づくり

全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（６）ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置

を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

② 情報モラル教育

予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い、生徒のみならず保護者にもネット利用に係る危険性について啓発していく。

2 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめ問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、教職員全員で情報を共有し、組織的に対応する。また、いじめ問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供できる体制をとる。

(2) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画し、実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

(4) 地域や家庭との連携

P T A総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信の地域への回覧等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

3 いじめの対応及び防止等に関する組織

3-1 「中新田中学校いじめ・不登校対策委員会」の設置（※必要に応じて招集する）

本校におけるいじめ対応及び防止等に関する措置を実効的に行うため、状況に応じて「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

3-2 「中新田中学校いじめ・不登校対策委員会」の役割

- ① 学校基本方針に基づいて、いじめに関する取組の実施や具体的な対策の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ・不登校対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3-3 「中新田中学校いじめ・不登校対策委員会」の構成

<p><学校の教職員></p> <ul style="list-style-type: none">・校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，学年生徒指導担当，学級担任 <p>※ 状況に応じて，部活動担当 等</p>
<p><心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者></p> <p>※必要に応じて</p> <ul style="list-style-type: none">・スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー・弁護士，町保健師，町公認心理士，学校医，学校評議員，警察官経験者 等
<p><保護者や地域住民等></p> <p>※必要に応じて</p> <ul style="list-style-type: none">・保護者の代表（PTA役員等）・生徒の代表（生徒会役員等）・地域住民

3-4 「中新田中学校いじめ・不登校対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

〈学級担任〉

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように、指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉

- ・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈生徒指導主事〉

- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

〈管理職〉

- ・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感や自己肯定感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
- ・生徒会によるいじめ根絶集会など、生徒が主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

〈学級担任〉

- ・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

〈養護教諭〉

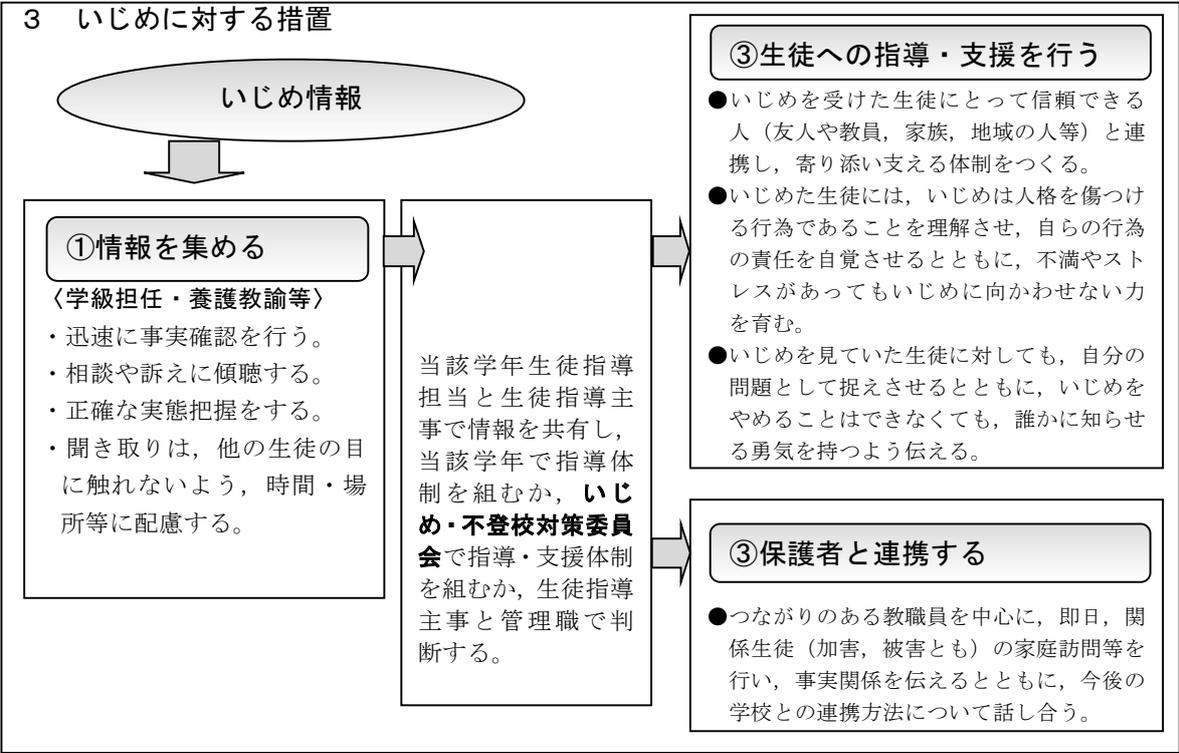
- ・保健室利用の児童生徒の会話等でいつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

〈生徒指導主事〉

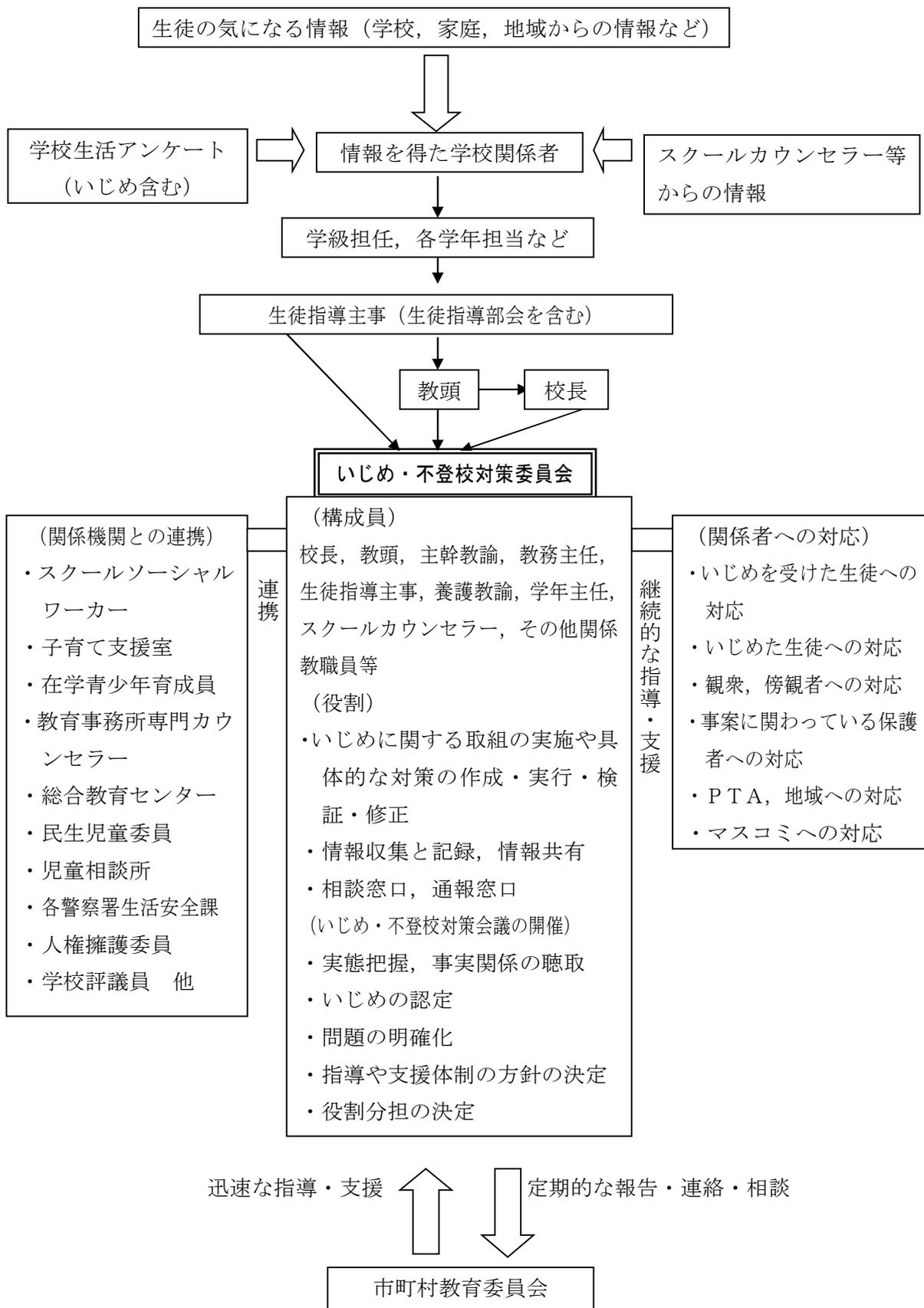
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

〈管理職〉

- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。



【中新田中学校いじめ・不登校対策委員会】



IV 重大事態への対処

1 重大事態への対応

1-1 「中新田中学校いじめ・不登校対策緊急会議」の開催

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ・不登校対策緊急会議」を開催するとともに、直ちに教育委員会へ報告（管理職）する。

(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図したり、またそれが予想された場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったとき

1-2 「いじめ・不登校対策緊急会議」の役割

(1) 発生した事案が重大事態であると判断した時、当該重大事態に係る内容を調査するとともに、対応を検討する。

(2) 会議を行った際は、事案に関わる調査内容及び検討事項を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に提供する。

1-3 「中新田中学校いじめ・不登校対策緊急会議」の委員構成

「中新田中学校いじめ・不登校対策委員会」の構成と同様

2 重大事態発生に係る調査

2-1 事実関係を明確にするための調査の実施

① 「いじめ・不登校対策委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

② 学校は、町教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※ 学校主体の調査では必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は町教育委員会において調査を実施する。

2-2 調査の方法

(1) いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

① いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、行為を止める。

③ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

④ 調査を行うに当たっては、町教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(2) いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) 調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

2-3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ① いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- ② これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の町長への報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長へ報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町教育委員会を通じて町長へ送付する。

(3) いじめた生徒及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

P T A役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

2-4 その他の留意事項

(1) 地域住民等への対応

地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。

※【電話対応者を教頭とし、電話の内容を主幹教諭がメモをとる】

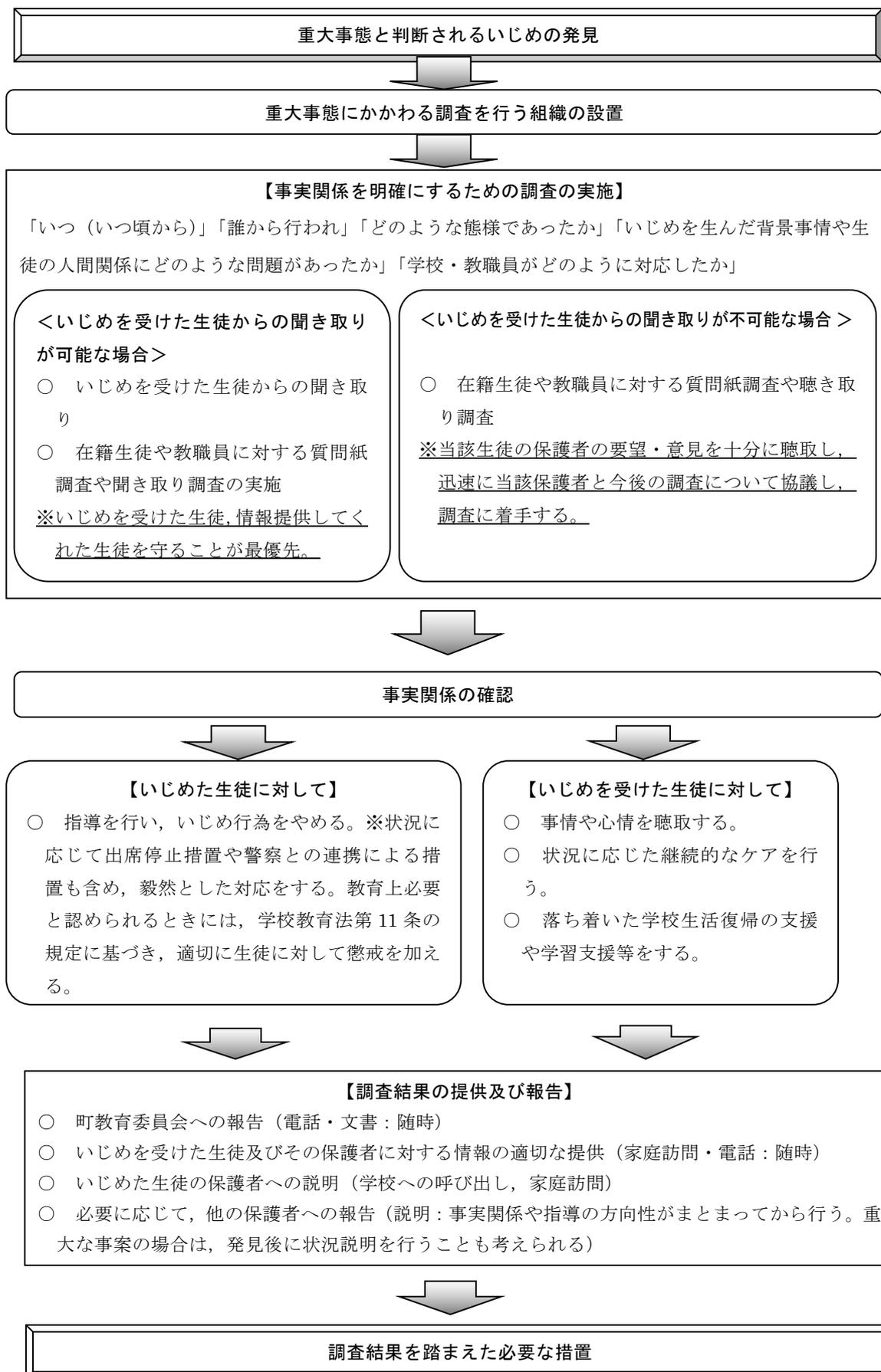
(2) マスコミへの対応

マスコミや報道機関への電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、町教育委員会の指導を受けた上で取材に応じる。

(3) その他

生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、市町村教育委員会を通して要請する。

＜事実関係を明確にするための調査のフロー＞※Ⅳ－２の取組の流れを図式化したもの



<参考> 生徒の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にするものとする。

① 遺族に対して

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

② 調査内容・方法について

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

③ 調査組織について

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 情報発信・報道対応について

- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。